

令和 6 年度の運営指導の結果について (気仙沼保健福祉事務所実施分)

運営指導において指導が多かった事項 (10件以上指摘等のあった項目を抽出)

- ・ 記録に関すること (33件)
- ・ ケアマネジメントプロセスに関すること (31件)
- ・ 指定基準に関すること (30件)
- ・ 重要事項説明書に関すること (26件)
- ・ 感染症対策に関すること (21件)
- ・ 各種加算に関すること (19件)
- ・ 運営規程に関すること (17件)
- ・ 虐待防止に関すること (17件)
- ・ 会計区分に関すること (13件)
- ・ 勤務表に関すること (11件)
- ・ 苦情に関すること (10件)

記録に関する指導について

○ 記録に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、提供した具体的なサービスの内容等の記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。	・ 記録を保存していない。 ・ 現存しないサービスを記載している。	保存内容及び保存期限に対する認識不足
指定（訪問介護）事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	・ 雇用期間中に従業者が、従業者である期間及びその後に秘密保持を誓約していない。	・ 秘密保持に対する認識不足
指定（福祉用具貸与）事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定（福祉用具貸与）事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	・ 目録に記載されている利用料と実際の利用料が異なる福祉用具が見受けられた。	・ 目録の管理不足

（※）（ ）内は各種サービス名等が入る。

一連のケアマネジメントプロセスに 関する指導について

○ 一連のケアマネジメントプロセスに関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
（訪問介護）（※）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。	・両計画でサービス内容、提供時間、提供頻度等が異なっている。	計画書の記載不備かケアマネとの連携不足
（指定通所介護事業所の管理者）（※）は、計画作成に当たっては、その内容について説明し、同意を得る／交付する／実施状況の記録・目標達成状況の記録を行う必要がある。	・計画の説明をしないまま、または同意を得ないままサービスを提供している。 ・目標に対する評価が行われていない。	一連のプロセスの認識不足
指定（訪問介護）事業者は、指定（訪問介護）の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	・会議の記録が残されていない。 ・アセスメントを記録する用紙の空欄に記載されている。	記載不備

（※）（ ）内は各種サービス名等が入る。

指定基準に関する指導について

○ 指定基準に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（通所介護）事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	・ 法人では一括で加入しているが、保険証の写し等が事業所に保管されていない。	基準規則への認識不足
指定（訪問介護）事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならず、また、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	・ 研修計画が作成されていない。	基準規則への認識不足

（※）（ ）内は各サービス名等が入る。

重要事項説明書に関する指導について

○ 重要事項説明書に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	・ 第3者評価制度の実施状況に関して記載がない。 ・ 主治医や家族の連絡先の記載がない ・ 苦情や相談の申立先の記載が誤っている。 ・ 従業員の員数が実態と異なっている。 ・ 利用申込者の同意を得ていない。	・ 記載内容の認識不足 ・ 内容の未更新

（※）（）内は各サービス名等が入る。

感染症対策に関する指導について

○ 感染症対策に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催／指針の整備／定期的な研修・訓練の実施が必要	・ 委員会を開催していない。 ・ 委員会の結果を周知していない。 ・ 指針を整備していない。 ・ 定期的に研修や訓練を実施していない。	R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化）

（※）（）内は各種サービス名等が入る。

各種加算に関する指導について

○ 各種加算に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
算定要件を適切に満たす必要がある。	・ 取扱が不十分である。	・ 記載が必要な事項の認識不足 ・ 算定要件の確認不足

（※）（）内は各サービス名等が入る。

運営規程に関する指導について

○ 運営規程に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。	・従業員の記載内容が実態と異なっている。	・内容の未更新

（※）（ ）内は各サービス名等が入る。

虐待防止に関する指導について

○ 虐待防止に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
虐待防止のための対策を検討する委員会を開催する／指針を整備する／研修を定期的で開催する／これらの措置を実施するための担当者を置かなければならない。	・定期的に委員会が開催されていない、結果が従業員へ周知されていない。	R3介護報酬改定で努力義務化された事項に未対応（R6～は義務化）

会計区分に関する指導について

○ 会計区分に関する指導

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）（※）事業所は、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（訪問介護）（※）の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない	・各事業ごとに会計が区分されていない	規則の認識不足

【会計区分に関するポイント】

- ・支出と収入それぞれで、会計区分を分ける必要がある。
- ・事業の会計：指定事業と介護予防事業は別事業所と捉える。福祉用具の貸与と販売も別事業所。

★WAM NETで「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」で検索すると、参考文書が出てきます。

（※）（）内は各サービス名等が入る。

勤務表に関する指導について

○ 勤務表に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）（※）事業者は、利用者に（※）対し適切な指定（訪問介護）を提供できるよう、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、（訪問介護員等）（※）の勤務の体制を定めておかなければならない	・ 常勤非常勤や専従兼務の記載が誤っている。 ・ 兼務者の勤務時間が正しく記載されていない。 ・ 常勤換算の計算が誤っている。	常勤非常勤・専従兼務に関する認識不足

【このような記載ミスが多くみられます。】

① ■事業所と▲事業所で1日4時間ずつ管理者をしている場合の■事業所での勤務表
×常勤専従で8時間勤務 ○非常勤専従で4時間勤務（■事業所内だけの勤務状況で判断する）

② ■事業所で4時間ずつ管理者と生活相談員を兼務している場合の勤務表
×各職種、常勤兼務で8時間勤務 ○各職種、常勤兼務で4時間勤務（職種ごとに勤務時間を分ける）

※同様の不備は指定更新や変更届の勤務表でも複数見受けられるため、勤務表の作成にあたっては注意してください。

（※）（）内は各サービス名等が入る。

苦情に関する指導について

○ 苦情に関する指導（特に指導が多かった内容）

前提	指摘内容	原因
指定（訪問介護）（※）事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	・ 苦情記録の様式を定めていない	基準規則への認識不足
提供した指定（訪問介護）に関する利用者及びその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならない、必要な措置には、苦情を処理するために講ずる措置の概要について施設に掲示することも含まれている。	・ 掲示されていない。	基準規則への認識不足

（※）（）内は各サービス名等が入る。